

## 学研労協 NEWS ニュース

### 高エネルギー加速器研究機構 未払い賃金請求裁判 第2回証人尋問が行われる

高エネルギー加速器研究機構未払い賃金請求裁判が、2015年3月2日15時より、水戸地方裁判所土浦支部において証人尋問が行われました。高エネルギー加速器研究機構職員組合からの報告を以下に、記載いたします。

#### 高エネルギー研裁判で第2回証人尋問が行われました

2015年3月2日15時より、水戸地方裁判所土浦支部において証人尋問が行われました。これは、前々回の裁判（2014年10月27日）で行われた野村昌治理事ほかの証人尋問で、裁判の一つの焦点である2012年3月27日付の「覚書」の締結の経緯について野村理事が正しく事実を把握しているかが疑問になったことから、原告側の求めによって今回新たに当時の理事であった神谷幸秀氏に対する尋問を行うことが認められたものです。今回の証人は一名だけで、主尋問、反対尋問がそれぞれ20分程度行われました。原告側は原告・傍聴者を含めて25人、被告側からは証人を含めて6人が傍聴席に座る中、裁判が開始されました。

神谷氏への被告側弁護士による主尋問では、主に2012年3月の「覚書」（労働協約）の締結において、その第4項（臨時特例による給与減額を避けるための最大限の努力義務と運営費交付金の減額がない場合は給与減額をしないことについて合意するもの）を締結したときの意図について尋ねられました。これに対して、神谷氏は、人事院勧告に準拠する0.23%の減額についての交渉をスムーズに進めるため「誠意を示す」意図でこの項目を含めた、この項は「当たり前」のことを述べたに過ぎず、具体的な制約を伴うものとは思っていない、と答えました。また、運営費交付金の減額については、当時は何もはっきりしていなかったと述べました。また、理事職を退いた2012年3月末日よりあとは機構の経営について一切把握していないとしました。

原告側弁護士による反対尋問でも、同様の質問がなされ同様の返答が繰り返されましたが、神谷氏は、「覚書」は文面通りの意味であり、「運営費交付金の減額がない場合」に給与減額ができないという制約が生じることは認めました。そこで、「運営費交付金の減額がない場合」とはどういう場合を指すかということが追求されました。また、前回の証人尋問で野村氏が述べた「（給与支払いの『留め置き』について組合が同意していた）」ということに対しては、「覚書」締結にあたって『留め置き』について触れたことはなく、その点で野村氏の主張とは「違う」ということを証言しました。ここにおいて、野村氏の証言との決定的な相違が明らかになりました。また、締結当時の神谷氏の認

